

令和5年度埼玉県委託事業

パラスポーツで活力ある社会づくり推進事業

公募型パラスポーツ活動支援事業補助金

募集案内



埼玉県マスコット「コバトン」

<目次>

1 補助対象事業	1
2 応募資格	1
3 補助対象経費・補助率・補助限度額	2
4 補助の流れ	4
5 選考	5
6 応募方法	6

1 補助対象事業

県内のパラスポーツの裾野を広げるために行う次の事業を募集します。

(1) 障害者のスポーツ活動の気運醸成、理解促進事業

パラスポーツの体験の場やトップアスリートとの交流など、障害者が地域で活動を始めきっかけ作り、又は健常者に理解を深めてもらう機会の提供等により、地域のパラスポーツの振興を図るための事業。

【事業内容例】

- ・ パラリンピック出場選手等を講師とした講演会の開催
- ・ パラスポーツ体験イベントの開催
- ・ パラスポーツと各種イベントとの一体的開催
- ・ 既存の大会等に障害者が参加できる部門やレースの新設

(2) パラスポーツの環境整備事業

身近な地域におけるスポーツ活動の拠点を増やすことで障害者がスポーツに参加しやすい環境を作るための事業、又は人材の育成や新たなプログラムの導入等によりパラスポーツ団体が競技力の向上や活動内容の充実を図るための事業。

【事業内容例】

- ・ パラスポーツ団体の立ち上げ（障害者のスポーツクラブ・チームなど）
- ・ 総合型地域スポーツクラブ等での障害者向けプログラムの導入
- ・ パラスポーツの裾野拡大を目的とした映像の制作・配信
- ・ 既存のパラスポーツ団体のステップアップ（競技力の向上、活動地域や種目の拡大など）
- ・ パラスポーツの審判員や指導者等を養成・育成するための研修会の実施や参加
- ・ 地域におけるパラスポーツ大会の企画・運営
- ・ 既存の施設が新たにパラスポーツの活動拠点となるためのイベント等実施

2 応募資格

特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人又は任意団体とし、以下の(1)から(4)の全ての条件を満たす団体とします。

- (1) 埼玉県内に活動拠点を有しており(予定を含む)、不特定多数の利益の増進を目的としていること。
- (2) 補助金を交付する年度の前年度までに活動の実態があること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下でないこと。

3 補助対象経費・補助率・補助限度額

(1) 補助対象経費

事業を開始する会計年度に支出した当該事業に必要な別表に該当する経費とします(補助対象経費の基準に基づく経費の合計)。ただし、補助事業の実施により収入を得る場合は、その収入額を補助対象経費から控除してください。

(2) 補助率 10/10

補助対象経費に補助率を乗じて求めた額を補助基本額とします。
(千円未満切り捨て)

(3) 補助限度額 1団体当たり10万円

補助基本額と補助限度額を比較して、低い方の額が補助金の額となります。

【別表】

補助対象経費	補助事業者が、補助事業を開始する会計年度に支出した当該事業に必要な次の経費。ただし、補助事業の実施により収入を得る場合は、その収入額を控除し、これを補助対象経費とする。	
	経費の種類	詳細及び説明
	謝金	講師謝金、外部協力者に対する謝金(講師の旅費交通費を含む。)・申請団体から報酬を受けている役員、有給の会員・スタッフに対しての謝金は対象外とする。
	人件費・旅費	アルバイト等に支払う人件費、団体スタッフの旅費 ・報酬を受けている役員、有給の会員・スタッフにかかる人件費は対象外とする。 ・県外出張・宿泊は必要最小限とし、団体の遠征費等にかかる費用は対象外とする。また、旅費・交通費に、日当及び雑費は含めない。
	需用費	印刷製本費、消耗品費
	役員費	通信運搬費(郵送料、電話・インターネット使用料、運搬料など)、広告料、手数料、保険料
	使用料・賃借料	会場借上料(付属設備使用料を含む。)、機材等の借上料
	その他の経費	上記費目以外で事業実施に関して必要な経費 ・その他の経費については、交付申請の前に埼玉県障害者スポーツ協会を通じて埼玉県に協議し、認められた経費を補助対象経費とすることができる。なお、計画書において、その支出を明らかにすること。

[留意事項]

- ① 本事業の全てを別の団体に委託することはできません。
- ② 補助対象経費として認められない経費は、団体の自己負担となります。
- ③ 本事業計画に計上した経費項目は、事業採択後、補助金交付申請の経費項目とし、計上しなかった項目は事業実施時に支出が生じたとしても、補助の対象とはなりません。
- ④ 次の経費については、補助対象経費から除外します。
 - ア 食糧費（講師等への弁当代など）、懇親会等の費用
 - イ 備品購入費（一品の取得価格が5万円以上で長期使用に耐え得る物品）
 - ウ 施設改修等のハード整備に係る費用
 - エ 土地の購入又は賃借に要する経費
 - オ 補助対象事業以外の経費
 - カ 団体事務所の家賃、光熱水費、電話料金、有給職員への人件費等、団体運営上恒常的に発生している経費
 - キ その他、事業実施に必要なと認めがたい経費
 - ク 既に委託または補助を受けている事業
- ⑤ 事業終了時の実績報告で確定した補助額が交付決定額を下回った場合、差額を返納していただきます。

なお、補助事業を実施するに当たり、補助対象経費が交付決定額を上回っても、補助金の追加交付は行いません。
- ⑥ パラスポーツ団体の立ち上げについては、原則として、以下の条件を満たす団体を対象とします。
 - ・ 前年度までに立ち上げに向けた活動の実態があり、令和5年度中に選手の募集、団体の広報、機材の購入などの活動を行う予定があること。
 - ・ 団体構成員の中に選手や指導者としての活動などの実績を持ち、団体運営の中心となり得る人がいること。
 - ・ 規約又はこれに準ずるものを整備し、活動の目的や活動計画が明らかであり、今後、継続的な活動が見込まれること。
- ⑦ 報告書提出時、領収書及び明細が分かるもの等を提出いただきますので、事業終了後まで必ず保管すること。領収書等の提出ができない場合は、補助経費支払い対象となりませんので、ご注意ください。

4 補助の流れ

募集期間	令和5年4月17日(月)～令和5年5月17日(水)
選考	令和5年6月上旬(予定) 選考委員会による書類審査を経て採択します(10団体の採択を予定していますが、審査の結果、これを下回る団体数となることがあります)。結果は電子メールにてお知らせします。
交付決定	令和5年6月中旬(予定) 採択団体に対して、「公募型パラスポーツ活動支援事業補助金交付要綱」に基づき補助金の交付手続を行います。
実施期間 (補助金 対象期間)	令和5年4月1日(土)から令和6年2月29日(水)まで 事業計画書に沿って事業を行っていただきます。
現地確認 中間確認	現地確認: イベント等の開催時に現地確認をさせていただくことがあります。 中間確認: 事業の進捗状況及び経費執行状況について、必要に応じ状況聴取又は書類の提出をお願いすることがあります。
報告書 提出	事業完了後から3週間以内または、令和6年3月7日(木)の どちらか早い方までに実績報告書提出してください。
追跡調査	事業終了後、その事業の成果を確認させていただく場合がありますのでご協力ください
問合せ先	一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会 〒330-8522 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内 Tel: 048-822-1120 Fax: 048-822-1121 Mail: 2004@sainokuni-sasa.or.jp

5 選 考

応募のあった事業については、選考委員会による書類審査を経て採択します。
選考委員会では次の視点から事業計画内容等を審査します。

【審査基準】

(1) モデル性

- ・ 事業の手法等において、他団体の取組のモデルとなり得る点がある。

(2) 計画の実現性

- ・ 十分な実施体制があり、計画を実現することができる。
- ・ 一定の活動実績があり、関係者からの協力が得られる。

(3) 有効性

- ・ 補助金が有効に活用される事業内容である。
- ・ 地域特性を踏まえた内容であり、一定の波及効果が認められる。
- ・ SNS等で事業に関する広報を積極的に行い、パラスポーツの裾野拡大や定着が図られる。

(4) 事業の継続性及び発展性

- ・ 今後も活動が継続して行われていく見込みがある。
- ・ 補助事業終了後の展望や計画があり、活動を発展させていくことができる。

6 応募方法

(1) 提出書類

各1部提出してください。書類は以下の順番に並べてください。

提出書類	チェック欄
① 令和5年度公募型パラスポーツ活動支援事業申込書	
② 事業計画書(別紙1)	
③ 団体概要(別紙2)	
④ 添付書類	
ア 定款又は規約若しくはそれに準ずるもの	
イ 役員(会員)名簿 (※給与・報酬支払の有無を明記)	
ウ 当該年度の収支予算書	
エ 前年度の収支決算書	
オ 団体の広報紙、会報、その他活動内容が分かるもの	

※収支予算書及び収支決算書について、総会等の承認前で確定していない場合は、案を添付し、成立後に確定したものを提出してください。

※写しを添付する場合は、できるだけA4版に揃えてください。また、冊子などを提出する場合は、該当ページに「付箋」を貼ってください。

(2) 提出期間 令和5年4月17日(月)～5月17日(水)

(3) 提出方法

以下の宛先に原則電子メールで提出(期間内必着)

一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会
 〒330-8522 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1
 埼玉県障害者交流センター内
 Tel : 048-822-1120 Fax : 048-822-1121
 Mail : 2004@sainokuni-sasa.or.jp

※今後のやり取りにおいても電子メールで行なうものとする